

## 意見書

平成 21 年 7 月 21 日

通信・放送の総合的な法体系に関する検討委員会 御中

郵便番号 870-1193

(ふりがな) おおいたけんおおいたしおおあざかみむなかた ぼんち  
住 所 大分県大分市大字上宗方1630番地の13

(ふりがな) おおいたけーぶるてれこむかぶしがいしゃ  
氏 名 大分ケーブルテレコム株式会社

だいひょうとりしまりやく さとう ひで お  
代表取締役 佐藤 英生

『「通信・放送の総合的な法体系の在り方<平成20年諮問第14号>答申(案)」に対する意見募集』に関し、別紙のとおり意見を提出します。

以上

別紙

項 目	意 見
<p><b>1. 法体系見直しの必要性</b></p> <p>(3)見直しにあたっての3つの視点と5つの目的</p> <p>①同様のサービスには同様の規律が適用されるよう、制度の集約・大括り化</p> <p>⑤利用者・受信者の利益の保護</p>	<p>従来、同様のサービスであっても異なる規律が適用されていたことについて、制度の集約化・大括り化がされることについては賛成です。</p> <p>しかしながら、同様のサービスであっても長年、運用してきた形態が異なることが往々にしてあると思われるために、詳細に実態の調査把握を行い、利用者・受信者の利益が完全に保護されることを前提に、規律の制定を行っていただきたいと考えます。</p>
<p><b>3.伝送サービス規律</b></p> <p>(1) 伝送サービス規律の再編</p> <p>④現行の有線テレビジョン放送施設者に対する施設の承諾義務(いわゆるチャンネルリースの義務)</p> <p>(2)有線テレビジョン放送施設に関する規律の見直し</p> <p>①有線テレビジョン放送施設の設置に係る許可制</p> <p>②施設の譲渡等の認可制</p>	<p>電気通信役務を利用して有線テレビジョン放送と同様の有線放送を行うことが制度的に可能となっていることは理解しています。しかしながら、現行の電気通信役務ではできないサービスが存在することも明らかであります。例えば、現状では有線テレビジョン放送法でチャンネルリースによる区域外再送信は可能ですが、電気通信事業法を適用することになれば、電気通信事業者の登録と有線テレビジョン放送事業者の登録が必要となります。既に、チャンネルリースにより区域外再送信のサービスを行っている事業者も当然あると思われます。詳細に渡る実態を把握して利用者・受信者の利益の完全保護を前提に規律の見直しを図っていただきたいと思ひます。</p> <p>また、現にチャンネルリースを行ってサービスを提供している有線テレビジョン放送事業者に対して、新しい法体系に移行するに際し、大きな負担の伴うことがないよう、一定の経過措置・適用除外措置を講じることが必要であると考えます。</p> <p>有線テレビジョン放送施設者の負担の軽減や柔軟な事業運営を促進するための許可制の廃止及び譲渡・合併の許可制の廃止は理解できますが、反面、大手電気通信事業者等の大資本の有線テレビジョン放送事業への参入が容易となりMSO化が促進される懸念があります。</p> <p>有線テレビジョン放送事業者は小規模施設が多く、また、サービスも異なっています。MSO化によって利用者・受信者の利益の保護を優先的に検討することが必要であると考えます。</p>

<p>4.コンテンツ規律</p> <p>(3)具体的規律</p> <p>③再送信制度の在り方</p> <p>イ 裁定制度</p>	<p>「裁定制度」は有線テレビジョン放送法第13条第3項に定められている制度ですが、有線テレビジョン放送法は第13条第2項において「有線テレビジョン放送事業者は、放送事業者の同意を得なければ、そのテレビジョン放送若しくはテレビジョン多重放送を受信し、これらを再送信してはならない」とも定めています。</p> <p>「裁定制度」は、同法同条第2項に基づいて放送事業者に同意を求めたところ「同意をしないことの正当な理由」に基づかない理由により同意を頂けないケースを救済するために定められているものと理解致しております。</p> <p>再送信同意の決定権は、放送事業者に委ねられているため「同意をしないことの正当な理由」に基づかない理由で同意をされず、放送事業者とケーブル事業者による協議のみが継続され、結果として「受信者の利益」が著しく損なわれているケースが全国で数多く残されています。</p> <p>こうした状況の中で、当事者間の誠実な協議を促進し、迅速かつ適切な問題解決を図るため、再送信の同意に係る協議手続き及び裁定における「正当な理由」の解釈に関するガイドラインが、平成20年4月に定められました。</p> <p>しかしながら、実際の協議の中ではこのガイドラインによらず、放送事業者間による取り決めの方が優先されて同意をもらえていない局が多数あるのが事実です。このことは放送事業者による「権利の濫用」であると考えられ、いたずらに時間のみを消費させるような現状から「受信者の利益」を保護するためにも「裁定制度」を維持することに賛成いたします。</p> <p>アナログ放送終了まで残すところ2年となり、デジタル放送を普及させなければならない重要な時期に差し掛かって参りましたが「裁定制度」が廃止されて、「同意をしないことの正当な理由」に基づかない理由で再送信同意が頂けないケースが生じた場合、有線テレビジョン放送事業者は裁判による解決を求めざるを得ないことになり、「受信者の利益」を保護するために膨大な時間と労力を費やさざるを得ないこととなります。</p> <p>弊社は再送信メディアとして、自らのコミュニティ放送による地域情報提供者として「受信者の利益」を確保するために、自県の地上放送やその他の県の地上放送の再送信及び地域から求められる生活情報を積極的に提供させて頂く所存です。従って、放送事業者とは今後とも精力的に協議させて頂きますが、「裁定制度」の趣旨を尊重して頂き、本制度の維持を強く求めるものです。</p>
--	---